

令和5年10月18日

第10回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 10 号

令和5年 第10回 定例会

日時：令和5年10月18日（木）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	加 藤 裕 一
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	新 名 幸 男
教 育 総 務 課 長	宇 民 清
学 務 課 長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
児 童 青 少 年 課 長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和

「書記」

庶 務 係 主 事	星 考 貴
-----------	-------

令和5年

第10回教育委員会定例会

令和5年10月18日(木)午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 福田雅委員

第1 議事録の承認

議事録第9号(令和5年第9回定例会)

第2 議案の審議

- 第45号議案 「宇奈月モーツァルト音楽祭@東京・文京2024「魔笛」(小中学生向けレクチャーコンサート)」の後援名義の使用について
- 第46号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則改正
- 第47号議案 文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程
- 第48号議案 文京区教育委員会服務監察規程

第3 報告事項

- (1) 令和5年9月定例議会の審議概要について (資料第1号)
- (2) 文京区立小・中学校特別教室改修工事について (資料第2号)
- (3) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について (資料第3号)
- (4) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について (資料第4号)
- (5) 文京区立児童館指定管理者の評価結果について (資料第5号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第 10 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回は、一部 Web 会議形式をとっております。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、坪井委員が欠席、小川委員がオンラインでの出席となっております。そのほかの委員の方については、本日、対面でご出席していただいております。理事者は、真砂中央図書館長が欠席になります。

本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。教育推進部長、お願いします。

○教育推進部長 本日オンラインでご出席の小川委員につきましては、任期が本年 9 月 30 日まででございましたが、9 月 27 日に開催されました区議会本会議におきまして、教育委員の任命同意を得て、教育委員に再任されたことをご報告申し上げます。

任期につきましては、令和 5 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まででございます。引き続きよろしく願いいたします。

○加藤教育長 それでは、本日 Web での出席ということですが、小川委員、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○小川委員 ご紹介いただきまして、どうもありがとうございます。

まだまだ私のほうも、いろいろ勉強しなくてはいけないことがたくさんございますけれども、皆様と一緒に、文京区の子どもたちのために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○加藤教育長 ありがとうございます。

続きまして、議席の指定を行いたいと思います。

「文京区教育委員会会議規則」第 6 条に、「委員の議席は、教育長がこれを定め指名標を付する」と規定されております。

この規定によりまして、小川委員の再任後も、本日いませんが、現在、名札の置いてある席を、委員の議席として定めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事録署名人ですが、福田委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第9号（令和5年第9回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。第1、議事録の承認です。議事録第9号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第45号議案 「宇奈月モーツァルト音楽祭@東京・文京2024「魔笛」（小中学生向けレクチャーコンサート）」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は4件です。

1件目、第45号議案「宇奈月モーツァルト音楽祭@東京・文京2024「魔笛」（小中学生向けレクチャーコンサート）」の後援名義の使用について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第45号議案、「宇奈月モーツァルト音楽祭@東京・文京2024「魔笛」（小中学生向けレクチャーコンサート）」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの申請書をご覧ください。

申請団体は、NPO法人宇奈月モーツァルト東京音楽祭。

代表者は、平野千明でございます。

事業名は、「宇奈月モーツァルト音楽祭@東京・文京2024「魔笛」（小中学生向けレクチャーコンサート）」。

実施日は、令和6年7月6日（土）及び7日（日）。

実施場所は、文京シビックホール小ホールでございます。

本事業は、子どもたちに、ふだんの生活では得られない芸術について、実際に触れ、体得する機会を創出し、さまざまな芸術の表現方法を体得することにより、他者を尊重する姿勢を身につけ、異なる価値観を認められる意識を醸成することを目的としております。

対象者は文京区内の小・中学生を中心とし、参加費は小・中学生1000円、付き添い保護者2000円、親子割2500円となっております。

このほか、資料といたしまして、企画書、事業予算書等がございます。

以上の内容につきまして、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 これまでの実施実績を簡単に教えていただければと思います。

○教育総務課長 これまでの実績といたしましては、資料 20 ページ以降になりますが、主に荒川区での公演を中心に行っておりまして、20 ページから 26 ページまで、各年に実施した資料をつけさせていただいております。基本的には今回ご提案いただいているレクチャーコンサートに加えて、その後の本公演というような組み立てでそれぞれ行ってきたところでございます。

○清水委員 今回、文京区に向けたご提案などもございますけれども、文京区でというふうにご提案された理由を簡単に教えてください。

○教育総務課長 資料の 9 ページの音楽祭の定款にもございますとおり、非営利活動法人の主たる事務所をもともと文京区に置いているといったところ、それと、今まで荒川区で行ってきましてけれども、今回シビックホールの小ホールを用いてということで会場を変えて開催を考えたこと、それとあわせて文京区の教育委員会に後援名義の申請が行われたものでございます。

○清水委員 よくわかりました。

○加藤教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

小川委員もよろしいですか。

○小川委員 はい。

○加藤教育長 それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 46 号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則改正

○加藤教育長 続きまして、第 46 号議案「文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則改正」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 46 号議案、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則改正につきまして、提理案由のご説明を申し上げます。

本案は、区立幼稚園の長時間保育の申込者数が定員を超えた場合の利用調整に当たり、その基準の見直しに伴う改正を提案するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。長時間保育の利用調整につきましては、保護者の就労等の状況に基づき、選考のもととなる指数を算定しておりますが、保育需要の多様化に伴い、就労実績の月数を3カ月から1カ月に緩和するため、改正を提案するものでございます。

施行期日は令和5年11月1日でございます。

第46号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 もうちょっと説明が欲しいんですが、就労の実績が3カ月だったのを1カ月に緩和とは……。

○学務課長 もともと区立幼稚園における長時間保育については、就労を理由に利用する際には、就労日数あるいは就労時間により点数が決まるというのが前提でございます。その際に、現在は直近の就労実績が3カ月に満たない場合は、就労日数や就労時間によらず、点数が最も低くなってしまふところなんですけど、今般、就労実績を1カ月に満たない場合に改正することにより、これまでよりも就労実績が少ない状況であっても、就労日数あるいは就労時間による判断ができることになるので、そういった勤め始めて間もないようなご家庭については、長時間保育というものが従前よりも利用しやすくなるという効果があります。

○福田委員 ありがとうございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それではそのように決定させていただきます。

第47号議案 文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程

第48号議案 文京区教育委員会服務監察規程

○加藤教育長 続きまして、第47号議案「文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程」、また、

第 48 号議案「文京区教育委員会服務監察規程」。この件について、あわせて説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 47 号議案、文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程及び第 48 号議案、文京区教育委員会服務監察規程につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 47 号、文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、文京区教育委員会が任命する文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期することを目的に、文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会を設置することに係る規程を制定するため、提案するものでございます。

制定内容についてご説明をいたします。

審査委員会の設置、所掌事務、組織の構成、委員長の職務及び代理、審査委員会の招集等についての規程を制定いたします。

本規程の施行期日は公布日といたします。

次に、議案第 48 号、文京区教育委員会服務監察規程について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会が任命する文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員について実施する服務監察に関する規程を制定するため、提案するものでございます。

主な内容についてご説明をいたします。

服務監察の目的、用語の定義、服務監察の対象、服務監察事項、服務監察の実施期間、監察員の責務、服務監察の基本方針の策定等についての規程を制定するものでございます。

本規程の施行期日は公布日といたします。

以上の第 47 号議案及び第 48 号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 関連するということで、47 号議案と 48 号議案を一緒に説明していただきました。ご質問、ご意見等については一括でいただいて、決定については、個別に決定をさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 今回、分限懲戒審査委員会、あるいは服務監察の規程がここで出されたわけで、作成されたんだと思いますが、これまでこういった形の審査であるとか監察はどのようになされていたかというのを教えてください。

○教育指導課長 今までは実際に該当するものがございませんでしたので、こういう会議を開くことがなかったということでございます。

○清水委員 ほかの自治体とかは、こういった委員会であるとか規程といったものはございますでしょうか。

○教育指導課長 ほかの区で、こういうものを定めている区があるということは承知をしてございます。

○清水委員 そちらのほうでは、やはりまさに対象となるような事例があったということで、どういう事例かよくわからないんですが、その頻度とかというのが、文京区では全くなかったということなんですけど、ほかのところではどうであるかというのを教えてください。

○教育指導課長 他地区がどういう理由で設定したかというのは承知をしていないです。ただ、本来であれば、それぞれの区で、そういった事案について、どう対応するかというのをお考えになってやっていることかなと思います。

件数について、どれだけあるかということは、他地区のことについては掌握をしていないので、お答えは差し控えたいと思います。

○清水委員 わかりました。もしわかれば、また後で教えていただければと思います。

○加藤教育長 では、私のほうから説明させていただきます。

もともと幼稚園の教諭については、区の職員ではなかったんですね。区の職員になるときに、教育委員会の部分は教育委員会のほうで規定を整備して、本来の区の職員は職員課のほうで規定を整備するという形になっています。ただ、実際、先ほど説明がありましたように、事案もなかったということで、その教育委員会の部分については規定の整備がされていなかったということがありました。

ですので、何かあったからということではなく、今後そういうことがあったときに、職員課の規定を横引きするのではなくて、教育委員会として、そこはしっかり規定をつくっていくということで、今回、教育委員会分の規定を整備させていただくという内容になっています。

ほかはいかがでしょうか。

○福田委員 基本的なところで、47号と48号の関連性というか、両機関の関係性というもののイ

メッセージが湧かないので、教えていただけるとありがたいなと思います。

○教育指導課長 審査委員会は、実際にそういった服務規程に違反するようなことがあった場合に、どういう処分を下すかということを審査する。ただ、その前段として、サービスの状況を監察するということが必要になる。そのものがあって初めてこの審査会でかけることになるので、この2つがあって初めて会議として成立するというところでございます。

○福田委員 ありがとうございます。

○加藤教育長 よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。

まず、第47号議案について、この件について提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、第48号議案、この件につきまして提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それではそのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 令和5年9月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は5件です。

まず、「令和5年9月定例議会の審議概要について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。

先日行われました9月議会の文教委員会の案件になります。

内容としましては、議案が4件、報告事項が3件となっております。そのうち議案3件につきましては、子ども家庭部からの提案となっております。

議案第27号及び報告事項の3件につきましては、教育局からの提案ですが、これらの案件につきましては、全て本委員会で報告済みの案件になります。

1枚おめくりをいただきまして、一般質問に対する教育長答弁になります。

今回は質問が全部で 68 件ございます。

内容につきましては、多岐にわたりますが、主なものとしたしましては、不登校支援、学校給食、施設の改修、育成室などが内容としてございます。

資料第 1 号の説明については以上です。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

委員会での提案事項については、教育委員会でもご報告していますし、答弁の部分についても、こういったことがあって、こういう対応をしていますということでご連絡しているところではありますので、よろしいでしょうか。

(2) 文京区立小・中学校特別教室改修工事について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「文京区立小・中学校特別教室改修工事について」。この件について説明をお願いします。

○教育推進部副参事 それでは、資料第 2 号をご覧ください。文京区立小・中学校特別教室改修工事について、ご説明いたします。

こちらは築 30 年以上経過しており、現時点で改築の予定がない区立の小・中学校における特別教室につきまして、快適な教育環境を実現するため、令和 9 年度までに集中的な改修工事を行うものです。

対象校及び対象教室につきましては、小学校は礒川、指ヶ谷、林町、青柳、関口台町、金富、大塚、湯島、駒本、駕籠町の 10 校でございます。中学校は第一、第三、第八、第九、第十、本郷台の 6 校となっております。それぞれ理科室、家庭科室、音楽室などの特別教室を合わせて、計 93 教室を予定しております。

次に、予定しております改修内容につきましては、既に終わっております普通教室の快適化工事と同様、床、壁、天井の更新、照明の LED 化や高効率空調への改修に加えまして、特別教室ですので、ガス・水道の配管とか、棚等の造作家具など、工事で行う什器と、あとはシンクがついているような大きな特別教室の机とか黒板、こちらの改修を予定しております。

これらの改修を令和 9 年度までに集中的に進めるために、工事の時期につきましては、これまで学校と協議を重ねてまいりました。これまでの工事は、基本的に夏休みを中心に、児童・生徒がいない時期に、できる範囲を絞りまして工事を行っていたので、どうしても長期化する傾向があった

んですが、今回は工事期間をできるだけ長引かせないように、春休みから1学期に行う春工事と、夏休みから2学期に行う夏工事を組み合わせて実施していくことを考えております。

ただ、協議の中で、特に児童数が多い小学校からは、年間を通して常に校内で工事があるというのは避けたいというご要望がありましたので、1つの学校の教室を、単年度で全部行ってしまおうのではなくて、図にあります「例1」のように、年度を分けまして、例えば実験とか調理実習が少ない1学期は、理科と家庭科の教室を改修して、それ以外は翌年度、特に年間を通じて全学年が使用する音楽室は、夏休み中に終わらせてしまって、あと音が出る工事であったりというものを夏休みに集中させて、残りを2学期中にやるなどというふうに分散させて行う方法を考えております。

また、学校によっては、周年行事や学習発表会がある年、また、ほかの改修工事も並行して行っておりますので、それらの要素を勘案しまして、「例2」のように、工事を行わない年があるようなケースも考えております。

さらに、中学校は、家庭科室が被服室と調理室のように2つあるなど、小学校よりも対象教室が多い一方、どちらかを改修中でも代替がきくということもありますので、「例3」の9年度のように、連続して工事を行うということもパターンとしては考えており、こういったものを組み合わせた案をつくって、今学校との協議を進めているところでございます。

次に、契約方式ですが、こちらは従来方式の設計施工分離発注で行います。設計は、4校を1つのグループとして、全部で4グループにまとめて、プロポーザル方式で選定いたします。施工のほうは、年度ごとに学校単位で入札による選定をすることを考えております。

今後のスケジュールは、設計事業者のプロポーザルを本年12月から進めまして、年度内には事業者を選定し、来年度の令和6年、7年、8年と3年実施設計をそれぞれ進めていきまして、設計が終わったところから、追いかけるように工事の入札を行いまして、令和7年、8年、9年の3カ年で工事を進めていく予定としております。

説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 どの小学校、中学校も改修の必要性というのはあるんだと思いますけれども、それぞれ必要性に応じて行っていくのではなくて、今回一斉に改修工事を行うことのメリット、あるいは理由というのを教えていただければと思います。

○教育推進部副参事 今回は築30年を過ぎている学校を対象としておりますので、実は大なり小なり教室そのもの自体は、部分的に劣化が進んでいるところがございます。都度、改修はしてまい

りましたが、令和2年度に劣化度調査を行いまして、改修を行ったほうがよいというところが多くございましたので、今回は中の配管も含めまして、改修を進めていこうと考えている次第です。

○清水委員 例えば一斉に改修したほうがコスト的に安く済むとか、そういったところはあるんでしょうか。

○教育推進部副参事 今回、各教室の標準仕様というのを決めまして、導入する什器等も標準のものを整えていこうと思っております。今委員からご指摘がありましたとおり、同じものを一斉に導入することで、コストを抑えることも可能かと考えております。

○清水委員 どうもありがとうございました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。
よろしいですか。

(3) 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について

○加藤教育長 それでは、次の案件になります。「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について」。この件について説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料第3号に基づきまして、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について、ご報告申し上げます。

初めに、1ページ目をご覧ください。

指定管理者は、軽井沢フード株式会社になります。

管理運営施設は、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園です。

評価は、教育推進部に設置した指定管理者評価検討委員会において本年7月に実施いたしました。

評価結果につきましては、2ページ目をご覧ください。

分野評価においては、「サービス向上の有効性」で「特に優れている」の評価となり、総合評価においても、88点中74点となり、「優れている」の評価でございました。

3ページ以降が評価報告書となっており、8ページから10ページにかけて、具体的な評価項目、評価理由等を記載しております。

報告は以上です。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいですか。

(4) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について

○加藤教育長 それでは、次の案件になります。「令和5年度全国学力・学習状況調査結果について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について、ご報告を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

調査の趣旨は記載のとおりでございます。調査対象は小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒でございます。令和5年4月18日に実施し、小学校は国語、算数の2教科、中学校は国語、数学、英語の3教科でございます。

まず、小学校でございますが、国語、算数ともに、全国、東京都の平均正答率を上回っている結果でございます。課題は国語、算数ともに、問題形式「記述式」の正答率が、ほかの問題形式よりも低くなっていることでございます。

改善のポイントとして、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫する指導を充実させ、自他にとって理解できるものになることを実感できるように支援していくことや、文章を読んで、理解したことに基づいて、既存の知識などと結びつけて、自分の考えをまとめる指導の充実が考えられるところでございます。

おめくりをいただきまして、2ページは、中学校でございます。国語、数学、英語ともに、全国、東京都の平均正答率を上回っている結果となりました。課題は、英語の話すことが上げられます。

8ページをお開きいただきますと、グラフがございますので、ご覧いただければと思います。話すことの問題は5問ありますが、40%以上の生徒が1問も正解できず、25%近くの生徒が1問のみの正答となっております。

話すことの問題で正答するには、即興で伝え合う力が必要となりますが、理解していた音声、語彙、文法等を活用できる技能が不十分であったことが正答数の少なさの原因として考えております。改善のポイントとして、身の回りのことで、即興で相手と事実や意見、気持ちなどを伝え合いながら、会話を継続、発展させる活動を充実させることが挙げられます。

続いて、児童・生徒質問紙でございます。9ページと12ページにある質問番号26、「5年生まで、中学校は1・2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」について、「週3回以上」と「ほぼ毎日」の回答を合わせると、児童は61.0%、生徒は46.8%となり、令和4年度の回答と比較すると、タブレット端末等のコンピュータの使用頻度

が若干下がる結果となりました。

ICTの使用頻度を上げる取り組みをしたコロナ禍を抜けて、教員がICTのより有効な活用場면을精査するようになったと言える反面、情報活用能力の育成にはICTの活用を促進していくことが必須であると考えております。区としてはICT支援員による支援を充実し、児童・生徒の個別最適な学びを促進してまいります。

次に、10ページにある質問番号20、同様に、中学校ですが、12ページにある質問番号21は、今年度の新規追加項目で読書にかかわる調査になります。読書を全くしていない児童は14.5%、中学校で学校内外の図書館にほとんど、または全く行かない生徒は49.0%となりました。学力との相関だけでなく、豊かな心の育成にも読書は有用だと考えます。今後も国語科を中心とした読書指導や朝読書などの読書活動の推進は必要と考えております。本調査の結果を踏まえながら、主体的・対話的で深い学びの授業改善を図ることができるように進めてまいりたいと存じます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 まず英語を話すことの点数が非常に低いんですけども、これは東京都の結果が出ていないというのは何か理由があるんですか。

○教育指導課長 今回、国の通知によりますと、東京都だけではなく、所管する都道府県教育委員会には国から情報提供をしていないということで、公表されていない状況でございます。

○清水委員 あと、この点数ですが、文京区でも14.5%（「話すこと [発表]」）ということで、この問題自体が問題ではないのかなと思うんですけども、それはいかがなんでしょうか。

○教育指導課長 私が問題であるとはなかなかお答えしにくいんですけども、今言ったように、文京区に限らず、全国的に正答率が低いことについては、やはり問題の設定がどうであったかということ、1つ課題認識として持たなければいけないのかなと思います。

ただ一方で、今回のことで、話すことについては、問題が問題であるかもしれませんが、決していい結果ではないということは、教育委員会としては受けとめて、引き続き英語における話すことについては重点的に授業改善をしていく必要があると認識をしております。

○清水委員 2つ目、ICTの利用頻度が減ったということですが、減ったことが悪いことかどうかというのは、必ずしもそうではないと思うのですけれども、量より質の問題です。どのように使ったかということが大切だと思うんですけども、その辺は今後文京区でも、質の向上というのは考えていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

○教育指導課長 清水委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほどもお話ししたように、コロナが明けて、コロナ禍でできなかった教育活動を重点的に行っていたこともあります。一方で、先生方がより効果的に使える場面ということでは、区内の実践事例を学校全体で共有していますが、より高い効果的な実践という報告が上がってきています。そういった部分では、より適切な場面を使ったり、有効に活用したりすることに、学校は特化してやっていただけているものと認識をさせていただきます。

○清水委員 最後に、読書のことでお伺いしたいんですが、文京区の児童・生徒の読書時間がほかのところとでどうかというのはわからなかったんですけれども、読書というのは必ずしも試験の点数につながらないところがあったりして、そういった場合に、読書よりも算数だ、漢字だというふうになって、読書の時間が少なくなっている可能性というのはいかがなんでしょうか。

○教育指導課長 国の分析によると、例えば家に本の冊数が多い児童・生徒ほど、教科の平均正答率が高いとか、読書が好きな児童ほど、教科の平均正答率が高い傾向が見られるとは言っていますが、その相関は、それだけではない要素もある。今、清水委員もおっしゃったように、それは否定できないと我々も思いますから、必ずしもそこだけではないかなと思います。

ただ一方で、文京区で考えると、この調査結果からも、他地区に比べて子どもたちは読書をしている。東京都の平均からも上がっている結果も見られているので、決して文京区が他地区に比べて劣っているとは言えないかと認識させていただきます。

○清水委員 どうもありがとうございました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(5) 文京区立児童館指定管理者の評価結果について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「文京区立児童館指定管理者の評価結果について」。この件について説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 それでは、資料第5号をご覧ください。文京区立児童館指定管理者の評価結果について、ご報告いたします。

まず、1「管理運営施設及び指定管理者」です。(1)千石児童館は、株式会社日本保育サービス、(2)根津児童館及び目白台第二児童館は、労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団に指定管理をお願いしております。

2「評価の経過」でございます。課に設置をいたしました評価検討会において、令和5年7月に評価を実施しております。

評価結果につきましては、次のページをご覧ください。

まず、それぞれの児童館で、「サービス向上の有効性」、「経費の効率性」、「管理運営の適正性」について評価を行っております。

千石児童館につきましては、68点中54点、79%ということで、C評価、「おおむね適正である」。それから、根津児童館・目白台第二児童館につきましては、68点中56点、82%ということで、B評価、「優れている」という結果になっております。

CとBの結果が違いますので、違いを簡単にご説明いたします。

まず、3ページから千石児童館の評価報告書になります。8ページをおめくりください。総合評価Cの所見がございます。所見の2行目、新型コロナの影響で一部事業を実施できなかったけれども、新規事業を実施するなど利用者の増加に努めたことですか、アンケート結果については、満足度において「満足」と「おおむね満足」が88.8%でした。先ほど申し上げました新規事業も、1回実施していただいております。こういったところも含めまして、C評価となっております。

続いて、根津児童館と目白台第二児童館の評価報告書は10ページからとなっております。15ページをおめくりください。こちらは総合評価がBとなっております。こちらも新型コロナの影響で一部事業が実施できませんでしたが、利用者から要望が多かった事業など、2館で合わせて新しく11事業を実施していただいております。アンケート調査結果におきましても、高い評価ということで、「とても良い」と「良い」が合わせて92.8%でした。こういった結果からB評価となっております。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で用意した案件は全てになります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、第10回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はどうもありがとうございます。

ございました。

(14 : 43)

令和5年10月18日

議事録署名人

教育長

委員